

商品券取扱にあたっての注意事項

- (1) 商品券は取扱店舗における物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券の利用対象にならないもの
 - 出資や債務の支払い（税金、振込手数料など）
 - 換金性の高いもの（有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）の購入
 - たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
 - 土地・家屋購入等の不動産に関わる支払い
 - 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
 - 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - 商品券の交換又は売買
 - その他、発行趣旨にそぐわないもの各取扱店舗が指定するもの
- (3) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (4) 額面金額以下の利用の場合にあってもお釣りはお渡ししないでください。
- (5) 不足分は現金で受け取ってください。
- (6) 取扱店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品を定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (7) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。また他市の商品券も利用できません。
- (8) 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造に対して、発行者は責を負いません。
 - ※破損・汚損等も状況次第では使用できない場合があります。
 - ※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
 - ※上記の禁止行為、利用対象にならないものによる商品券の利用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合があります。

令和元年 7 月